

認知症介護実践者等養成研修受講者に対する規約

(事業の実施者の名称・所在地)

第一条 認知症介護実践者研修は、一般社団法人 明慎福祉会 所在地 三重県いなべ市藤原町鼎
1251 番地（以下「当法人」という）が実施するものとする。

(事業の目的)

第二条 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

(養成研修の名称)

第三条 認知症介護実践者等養成研修（以下「実践者等養成研修」という）について下記のとおりとする。

- 1 認知症介護基礎研修（以下「基礎研修」という）
- 2 認知症介護実践者研修（以下「実践者研修」という）
- 3 認知症介護実践リーダー研修（以下「リーダー研修」という）

(実施課程及び方法)

第四条 実施課程及び方法は下記の通りとする。

- 1 基礎研修は、研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するため、集合形式で講義・演習を行う
- 2 実践者研修は、研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するため、集合形式で講義・演習並びに自施設実習を行う。
- 3 リーダー研修は、研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を指導する立場としてその方法等を修得するため、集合形式で講義・演習並びに自施設実習を行う。

(研修実施場所又は研修実施方法)

第五条 集合研修の場合、研修実施場所は三重県内の研修施設を借りて行うものとする。詳細については、募集の際に募集要項に記載する。
オンライン研修を開催する場合、研修実施方法を募集要項に記載する。

(研修会開催期間及び実施時期)

第六条 実践者等養成研修の研修日数はそれぞれ以下の通りとする。

研修開始日及び研修修了日については、受講募集時に配布するカリキュラムの通りとする。

- 1 基礎研修は、集合研修又はオンライン研修又はハイブリッド研修（集合及びオンライン）のいずれかを年2回開催し、講義・演習1日研修とする。
- 2 実践者研修は、年3回開催し、講義・演習 前期3日間（ハイブリッド研修（集合及びオンライン）+後期3日間（自施設実習の課題設定を含む））自施設実習 前期実習 2週間、後期実習 4週間の内18日間、報告会 1日間、概ね3か月とする。
- 3 リーダー研修は、年2回開催し、講義・演習 前半3日間オンライン+後半3日間集合の計6日間（自施設実習の課題設定を含む）} 自施設実習 4週間の内18日間、報告会 1日間の概ね2か月半とする。
- 4 上記基礎研修、実践者研修、リーダー研修の開催については、受講申込者の増減に応じて開催回数の変更を行う場合がある。

(受講対象者及び定員)

第七条 実践者等養成研修の受講対象者は及び定員は以下の通りとする。

- 1 基礎研修の受講対象者は、三重県内の介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に従事する認知症介護経験2年未満の介護職員等とし、集合研修の定員は一回開催最大70名、オンライン研修の定員は一回開催100名、ハイブリッド研修（集合・オンライン）の定員は一回開催集合最大70名・オンライン100名とする。
- 2 実践者研修の受講対象者は、三重県内の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び認知症介護経験2年以上を有する者とし、定員は一回開催当たり最大90名とする。
- 3 リーダー研修の受講対象者は、三重県内の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、認知症介護経験5年以上有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後一年以上を経過している者とし、定員は一回開催当たり最大30名とする。
但し、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。

(三重県外介護保険施設・事業所の受講可否)

第八条 三重県外の介護保険施設・事業所等に従事するものであって、当法人の運営する基礎研修、実践者研修、リーダー研修を受講したい場合は、三重県内介護保険施設・事業所等の募集終了後、定員に満たない場合に限り受講を認める。

(研修カリキュラム及び担当講師名)

第九条 研修カリキュラム及び講師名は、研修会初日に配布する研修日程表の通りとする。

(受講料)

第十条 実践者等養成研修参加費用は以下のとおりとする。

- 1 基礎研修 受講料 4,000円
- 2 実践者研修 受講料 25,500円
- 3 リーダー研修 受講料 49,800円
- 4 上記 1～3 の研修テキスト（費用別途）については、受講案内時に提示する。

(受講の申し込み)

第十一条 研修への受講を申し出る者は、受講申込書に記入・捺印の上当法人へ提出する。

(受講者の選考)

第十二条 実践者等養成研修の申込が定員以上あった場合の選考は、受講者の経験年数（特別な事由がある者を除く）及び同一法人内から参加の有無等を考慮し決定する。

(受講手続き)

第十三条 受講者の受講手続きは次のとおりとする。

- 1 研修の受講に当たっては前条により決定した者には受講決定通知書を郵送にて送付後、実践者研修及びリーダー研修については、所定の書類（レポート等）を受講開始一か月前（実践者研修年度初回開催については、開催 2 週間前）までに提出しなければならない。
- 2 受講生は、研修を受講するにあたり受講決定後、当法人指定（桑名三重信用金庫）へ 2 週間以内に振込みをする。

(研修修了の認定方法)

第十四条 実践者等養成研修のカリキュラムの全課程を履修した者及び、当方が期日を指定した書類の提出が確認できた者。但し、実践者研修及び実践リーダー研修は、指定期間に履修テストを行う。リーダー研修に於いては、定められたチーム内の平均 70 点以上取得した者に対し修了の認定を行う。

オンライン研修及びハイブリッド研修（オンライン）については、上記条件に併せて本人の顔が確認できた者に対し修了の認定を行う。

(研修の遅刻・早退・欠席)

第十五条 研修会当日、午前と午後に押印又はサインを頂き出欠の確認を行う。やむを得ず欠席する場合は、講義開始前に電話にて連絡等で届出を行う事とし、必ず欠席届を提出するものとする。遅刻・早退についても同様とする。なお、連絡がなく 10 分以上遅刻した場合は欠席扱いとする。但し、遅刻について、公共交通機関を利用して遅刻した場合は車内で携帯電話の使用ができないため、会場の最寄駅に到着後当法人へ電話にて連絡を行う事で上記の対象とはならないものとする。その場合利用交通機関名及び乗車線名を確認しネット上で遅延の確認を行う。やむを得ず遅刻・欠席・早退した場合を除き 1 回でも、遅刻・欠席をした場合は修了認定を行わない事とする。

やむを得ず遅刻・欠席・早退した場合は、次回以降開催の対象講義を履修することによって、修了認定とする。但し、年度末最後の研修については、補講を行う場合がある。その際の費用は全額実費とする。

やむを得ず欠席とは、身内（第三親等内及び配偶者の第二親等内）の不幸、もらい事故による遅刻、公共交通機関の遅延による遅刻・インフルエンザ等出勤停止を受けたもの等。

オンライン研修について、事前に連絡もなく研修開始10分を経過しても入室しない者については、遅刻とみなし、修了証の発行はしないものとする。また、講義途中にフェードアウトした場合、通信障害以外の理由で10分以内に入室がない場合及び、通信障害が理由の場合であっても、当法人に電話連絡がなく10分以上入室がない場合は、早退とみなし修了証の発行はしないものとする。

(研修会の中止又は延期)

第十六条 実践者等養成研修期間中に、天災その他やむを得ない事情により、研修会の実施が困難と判断した場合には、研修会の中止又は、延期の措置をとる事とする。延期又は中止の場合は当法人ホームページ上で案内し、事前にメール登録を行った受講生にはメールで案内する。その場合の決定は、前日の16時までに判断する。この場合は、新たな日程を設定するなど受講生の不利益とならないよう最善の措置を講じることとする。

(受講前の取り消し)

第十七条 申込者の自己都合により研修会開催前に受講辞退を行う場合は、当法人へ連絡する。その際、以下の通りキャンセル料が発生する。

それ以前	無料
3日前	受講料の 30%
前日	受講料の 50%
当日	受講料の 100%

(受講中の取り消し)

第十八条 申込者の自己都合により研修会開催中に辞退をした場合、受講料は返金しないものとする。

また、以下の行為をする受講生については、退講させるとともに受講料は返金しないものとする。

- ・連絡なしに遅刻、欠席をする者
- ・他の受講生の学習を著しく妨げる者
- ・研修受講意欲が著しく低下していると感じられる者

(受講料の払戻)

第十九条 上記第十七条における申込者の自己都合による受講料の払戻は、申込者の指定口座に振り込みをする。但し、その際に発生した振込手数料は、申込者の負担とする。

(募集方法)

第二十条 実践者等養成研修は受講生募集するに当たり、ホームページへの掲載、メール登録法人へはメールで送付により募集する。

(募集開始日)

第二十一条 実践者等養成研修の募集開始日は、研修会開始日の3か月（実践者研修年度初回開催は2か月前）までに行う。

(修了証発行)

第二十二条 第十四条により認定された者は、当法人が「三重県認知症介護実践者等養成事業実施法人指定要綱」に定める修了証明書を交付する。

(苦情処理)

第二十三条 実践者等養成研修に関する、苦情に対して、苦情窓口を設置して適切に対応するものとする。

(個人情報)

第二十四条 実践者等養成研修で知り得た受講生の個人情報を正当な理由なく第三者に漏えいしない事とする。受講生は、自施設実習の報告会で知り得た情報は第三者に無断で漏えいすることを禁止する。

(施行細則)

第二十五条 この規程に必要な細則並びに、この規程に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。

(附則)

第二十六条 この規定は、平成29年2月28日から施行する。

令和 2年3月12日から一部改正、施行する。

令和 3年5月15日から一部改正、施工する。

令和 5年4月 1日から一部改正、施工する。

令和 6年4月 1日から一部改正、施工する。